

移動等円滑化取組計画書

2019年 12月 27日

神奈川県横浜市西区高島2丁目19番12号
スカイビル 15階

横浜シティ・エア・ターミナル株式会社
代表取締役社長 征矢 雅和

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設の整備に関する事項</p> <p>①視覚障害者誘導用ブロックが JIS 規格と規格外のものが混在しているため、視覚障害者を混乱させないように JIS 規格のものに統一する。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項</p> <p>①構造上の問題により、障害者対応型トイレの設置が困難なため、同一フロアにある対応型トイレまで、従業員が案内できるように調整する。</p> <p>②障害者が利用しやすいように、利用方法をホームページ上に掲示する。</p> <p>③乗降補助の連絡を受けた際、係員が適切な対応を行えるようにするための研修を行う。</p>

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
横浜シティ・エア・ターミナル	<ul style="list-style-type: none">敷設されている視覚障害者誘導用ブロックを JIS 規格に統一し、横浜市施設整備マニュアルに則り、2020 年度までに敷設を行う。 <p>2019 年度の活動としては、JIS 規格を満たしているかの確認、設置位置の見直し及び見積書の作成依頼を行った。</p>

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
同一ビル内の対象トイレへの誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・スペースの問題から障害者対応型のトイレを設置することが困難なため、同一フロアにあるビルの対応トイレを利用させて頂いているが、案内図の設置や係員が障害者対応トイレまで誘導できる体制を2020年度までに整える。 2019年度の活動としては、案内看板の設置位置の見直し、お客様を誘導するに当たっての問題点の洗い出しを行った。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページによる情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ上に高齢者、障害者向けの施設利用に関する情報提供を行う。

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者に対する接遇研修	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対し、「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材を用いて、障害者に対する接遇研修を行う。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障害者等以外のお客様に対して、バスの優先席はなるべく使用しないように協力の呼びかけや案内看板を設置する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。